

建築制限早見表 (用途地域及び地区計画による建築物の用途制限の概要)

例 示		景観誘導 A 地区	景観誘導 B 地区	一般商業 地区	住環境保全 A地区	住環境保全 B地区	住宅地区	備 考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		▲	○	○	○	○	○	▲建物の1階部分が事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものは除く
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が50㎡以下かつ延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	○	○	
店舗等	店舗等の床面積が150㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	
	店舗等の床面積が150㎡を超え500㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	
	店舗等の床面積が500㎡を超え1,500㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え3,000㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	
	店舗等の床面積が3,000㎡を超え10,000㎡以下のもの	○	○	○	○	○		
	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの	○	○	○	○	○		
事務所等	事務所等の床面積が150㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が150㎡を超え500㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が500㎡を超え1,500㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え3,000㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの	○	○	○	○	○		
ホテル、旅館		○	○	○			△	△3,000㎡以下
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッチング練習場等	○	○	○				
	カラオケボックス等	○	○	○				
	マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、馬券、車券発売所	○	○	○				
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	○	○	○				
	キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等	○	○					
公共施設・病院・学校	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	
	大学、高等専門、専修学校	○	○	○	○	○	○	
	図書館	○	○	○	○	○	○	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	
	病院	○	○	○	○	○	○	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	○	○	○	○	○	○	
	自動車教習所	○	○	○	○	○	△	△3,000㎡以下
工場・倉庫等	単独車庫(付属車庫を除く)	○	○	○	○	○	△	△300㎡以下 2階以下
	建築物付属自動車車庫	○	○	○	○	○	△	△建築物の延べ面積の1/2以下かつ2階以下
	倉庫業倉庫			○				
	畜舎(15㎡を超えるもの)							
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服屋、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	○	○	○	○	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場			△				△作業場の床面積150㎡以下 原動機・作業内容の制限あり
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場			△				△作業場の床面積150㎡以下 原動機・作業内容の制限あり
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場							
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場							
	自動車修理工場			△				△作業場の床面積300㎡以下原動機の制限あり
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量が非常に少ない施設	▲	▲	○	▲	▲	△	▲△3,000㎡以下
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量が少ない施設			○					
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量がやや多い施設								
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量が多い施設								
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場								

注)本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

建てられる用途	○
用途地域により建てられない用途	
〃 規制される用途	△
地区計画により建てられない用途	
〃 規制される用途	▲